

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

- 北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 4
- 北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局健康医療部保険年金課】 5
- 北九州市庁内管理規則及び勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】 6
- 公営競技局に係る地方公営企業法第39条第2項の職を定める規則【産業経済局公営企業設置準備室】 10
- 北九州市芸術文化施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【市民文化スポーツ局文化部文化企画課】 11
- 北九州市消防職員立入検査証に関する規則の一部を改正する規則【消防局総務部人事課】 12
- 北九州市消防吏員服制規則の一部を改正する規則【消防局総務部人事課】 13

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

- 1 介護保険料の所得段階が第1段階の第1号被保険者の平成30年度から平成32年度までの保険料を減額し、32,880円とすることにしました。
- 2 東日本大震災の被災者に係る居宅介護サービス費等の額の特例等を適用する期間を平成31年2月28日までの間において市長が別に定める期間に延長することにしました。
- 3 東日本大震災の被災者に係る介護保険料の減免の特例を適用する期間を平成31年3月までの間において市長が別に定める期間に延長することにしました。
- 4 健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、指定介護療養型医療施設に係る申請等の特例に関する規定について、平成36年3月31日まで延長することにしました。

この規則は、1及び4については平成30年4月1日から、3については同年3月30日から施行し、2については同月1日から適用することにしました。

### ◇北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 北九州市国民健康保険条例の一部改正に伴い、保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する場合の所得基準について、当該額の5割を減額する基準については被保険者数に乗ずる金額を27万5,000円とし、2割を減額する基準については被保険者数に乗ずる金額を50万円とすることにしました。
- 2 低所得により保険料を減免する場合の所得基準について、被保険者数に乗ずる金額を27万5,000円とすることにしました。

この規則は、平成30年4月1日から施行することにしました。

#### ◇北九州市庁内管理規則及び勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職の職員が行政職に転職することに伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 守衛に関する規定を削除することにしました。
- 2 行政職に転職する環境センター等の職員について、勤務時間、週休日、勤務時間の割振り及び休憩時間の特例を定めることにしました。

この規則は、平成30年4月1日から施行することにしました。

#### ◇公営競技局に係る地方公営企業法第39条第2項の職を定める規則

地方公営企業法第39条第2項の規定により、公営競技局における職のうち政治的行為を制限する職を、局次長、課長その他これらに準ずる職と定めることにしました。

この規則は、平成30年4月1日から施行することにしました。

#### ◇北九州市消防職員立入検査証に関する規則の一部を改正する規則

北九州市消防職員立入検査証の定義に、高圧ガス保安法の規定に基づく立入検査を行う職員が携帯すべき証票を追加することにしました。

この規則は、平成30年4月1日から施行することにしました。

#### ◇北九州市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

水防服の仕様を変更することにしました。

この規則は、平成30年4月1日から施行することにしました。

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第12号

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

北九州市介護保険の実施に関する規則（平成12年北九州市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第12条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「30, 780円」を「32, 880円」に改める。

付則第3項中「平成30年2月28日」を「平成31年2月28日」に改める。

付則第4項中「平成30年3月」を「平成31年3月」に改める。

付則第5項各号列記以外の部分中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、付則第3項及び第4項の改正規定は公布の日から施行し、改正後の付則第3項の規定は同年3月1日から適用する。

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第13号

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市国民健康保険条例施行規則（昭和43年北九州市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「49万円」を「50万円」に改める。

第8条の2中「世帯主又は当該」を「世帯主の」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「係る被保険者均等割額」を「係る所得割額及び被保険者均等割額並びにその世帯に属する介護納付金賦課被保険者が当該事由の生じた被保険者のみである場合は、介護納付金賦課額に係る世帯別平等割額」に改め、同項第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第2項中「その世帯」を「当該世帯主の世帯」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項各号列記以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第8条及び第10条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

北九州市庁内管理規則及び勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第14号

北九州市庁内管理規則及び勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市庁内管理規則の一部改正)

第1条 北九州市庁内管理規則(昭和47年北九州市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第8条及び第12条第4号中「、守衛」を削る。

(勤務時間等の特例に関する規則の一部改正)

第2条 勤務時間等の特例に関する規則(平成3年北九州市規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表の保健福祉局保健衛生部保健衛生課の項中

「

東部 斎場 西部 斎場	一般 事務 員	早出	午前 9時	午後 5時	勤務時 間中に 1時間 とし、 その時 限は所 属長が 定める 。	4週間 を通じ 6日所 属長の 指定す る日	(1) 区 分の指定 は、所属 長が行う 。 (2) 4 週3日7 時間20 分勤務の 日を置き 、所属長 が指定す る。
		遅出	午前 10時	午後 6時			

を

」

「

東部 斎場	一般 事務	早出	午前 8時	午後 5時	勤務時 間中に	4週間 を通じ	区分の指定 は、所属長
----------	----------	----	----------	----------	------------	------------	----------------

西部 斎場	員		30分	15分	1時間とし、その時限は所属長が定める。	8日所属長の指定する日	が行う。
		遅出	午前9時15分	午後6時			

に

改め、同表の環境局の項を次のように改める。

環境局	新門司環境センター	一般事務員 一般技術員		午前8時15分	午後5時	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日	
	日明環境センター	一般事務員		午前8時15分	午後5時	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日	
	日明工場	一般事務員 一般技術員	早出	午前8時15分	午後5時	勤務時間中に1時間とし、その時	日曜日及び土曜日	区分の指定は、所属長が行う。

		員				限は所 属長が 定める 。		
			遅 出	午前 9時 15分	午後 6時			
	皇后崎環 境センタ ー	一般 事務 員 一般 技術 員		午前 8時 15分	午後 5時	勤務時 間中に 1時間 とし、 その時 限は所 属長が 定める 。	日曜日 及び土 曜日	

別表の産業経済局の項中

「

農 林 水 産 部	東部農政 事務所 西部農政 事務所	一般 事務 員 一般 技術 員		午前 8時 30分	午後 5時 15分	勤務時 間中に 1時間 とし、 その時 限は所 属長が 定める 。	日曜日 及び土 曜日	
-----------------------	----------------------------	--------------------------------	--	-----------------	-----------------	-----------------------------------------------------------	------------------	--

を

」

「

総 務 政 策 部	渡 船 事 業 所	小倉 渡船	航海 士 機関 士	A	午前 6時 30分	午後 6時 35分	勤務時 間中に 4時間 20分 とし、 その時	4週間 を通じ 8日所 属長の 指定す る日	区分の 指定は 、所属 長が行 う。
				B	午前	午後			

」

				6時 30分	6時 35分	限は所 属長が 定める 。		
			C	午前 6時 30分	午後 6時 35分			
農 林 水 産 部	東部農政 事務所 西部農政 事務所	一般 事務 員 一般 技術 員		午前 8時 30分	午後 5時 15分	勤務時 間中に 1時間 とし、 その時 限は所 属長が 定める 。	日曜日 及び土 曜日	

に

改め、同表の注書中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 産業経済局総務政策部渡船事業所小倉渡船の業務に従事する航海士及び機関士について平成30年4月1日以後の4週間を計算するに当たっては、同日を初日とする。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

公営競技局に係る地方公営企業法第39条第2項の職を定める規則をここに  
公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第15号

公営競技局に係る地方公営企業法第39条第2項の職を定める規  
則

公営競技局における地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条  
第2項に規定する市長が定める職は、次のとおりとする。

- (1) 局次長及び課長
- (2) 前号に掲げる職に準ずる職

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第16号

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例（平成30年北九州市条例第10号）の施行期日は、平成30年4月16日とする。

北九州市消防職員立入検査証に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第17号

北九州市消防職員立入検査証に関する規則の一部を改正する規則

北九州市消防職員立入検査証に関する規則（昭和38年北九州市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規定する証票」の次に「、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第62条第6項に規定する証票」を加える。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第18号

北九州市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

北九州市消防吏員服制規則（昭和45年北九州市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1の冬（合）服の項中「冬（合）帽と同様とする。」を「濃紺の毛織物」に改め、同表の夏服の項中「夏帽と同様とする。」を「濃紺の合成繊維の織物」に改め、同表の水防服の項中

黄色又は紺色の透湿防水性合成繊維
たて襟、普通袖及び着脱式のフード付きとする。 たて襟の周囲にフード取付け用ホックを施す。 前面は、ファスナー及びホック留めとする。 反射布を後面に付ける。 ポケットは、腰部左右に各1個を付け、蓋を付ける。 背部に黄色で「北九州市消防局」と表示する。 形状は、図のとおりとする。
上衣と同様とする。
長ズボンとする。 腰は、ゴムで絞り、サスペンダー付きとする。 ズボンの膝下から裾にかけてはファスナー式とし、裾には裾幅調整用ホックを施す。 形状は、図のとおりとする。

を

黄色蛍光色及び黒色の透湿防水性合成繊維
スタンドカラー、ラグラン袖及び着脱式のフード付きとする。 スタンドカラーの周囲にフード取付け用ホック

クを施す。

前立ては、二重構造とし、ファスナー及び面ファスナー留めとする。

前身頃、後身頃及び袖に銀色の反射テープを施す。

ポケットは、腰部左右に各1個を付け、蓋を付ける。

背部に黒地に白色の反射シートで「北九州市消防局」と表示する。

形状は、図のとおりとする。

黒色の透湿防水性合成繊維

長ズボンとする。

腰は、ゴム入りとし、調整紐付きとする。

両裾外側は、ファスナー式とし、裾口に裾幅調整用のタブを施し、ボタン留めとする。

裾に銀色の反射テープを施す。

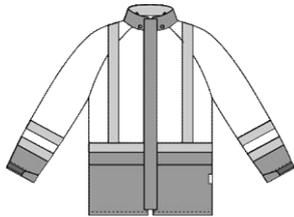
形状は、図のとおりとする。

に

改め、同表の図の水 防 服の項を次のように改める。

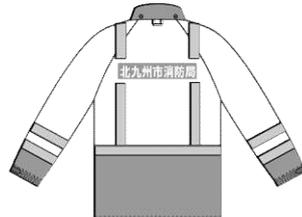
### 水 防 服

前 面

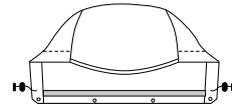


上 衣

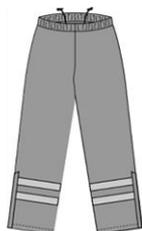
後 面



フ ード



前 面



ズ ボ ン

後 面



付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に使用中の改正前の北九州市消防吏員服制規則の規定に基づき給与されている水防服は、改正後の北九州市消防吏員服制規則の規定に基づき給与された水防服とみなす。